

平成30年

寒河江市農業委員会第7回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第7回総会

日 時 平成30年7月25日(水) 午前9時00分
会 場 寒河江市役所 議会会議室

出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	7 番 土 田 彦 雄
8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広	10 番 奥 山 浩 二
11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之	13 番 眞 木 早百合
14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一	16 番 石 山 邦 一
17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀	

欠席委員

6 番 影 沢 政 俊

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 今 井 隆 志	3 番 國 井 新 弥
4 番 石 倉 隆 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎
7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菊 地 健	9 番 渡 邊 正

事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第30号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第31号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

開会 午前 9時11分

木村議長 ただいまより、寒河江市農業委員会第7回総会を開催します。

初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中出席委員17名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、5番・加藤友康委員、14番・新宮しのぶ委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

(報告事項朗読)

木村議長 ありがとうございました。
ただいまの報告について、質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、そのほか事務局からありますか。

事務局（農地主査） ありません。

木村議長 それでは早速議事に入ります。

議第30号から議第32号までの議案について一括で上程
します。

（1）議第30号「農地法第3条の規定による許可処分に
 ついて」

（2）議第31号「事業計画変更申請書の審議について」

（3）議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可
 申請書の審議について」

以上、議第30号から議第32号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代
理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る7月19日に開催されました事前審査会の報告を行
います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各
地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査
会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件4
件を実施し、審査しました。

議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書
の審議について」、順位37番、寒河江（小和田）地区の宅地
分譲用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用
途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと
判断しました。なお、この案件はこの場所の宅地分譲の累積
転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への
意見聴取（諮問）が必要になります。

順位38番、寒河江（内の袋）地区の宅地分譲用敷地への

転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。なお、この案件は転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取（諮問）が必要になります。

順位41番、西根（日田）地区の車両置き場用敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位42番、寒河江（七日町）地区の宅地分譲敷地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時50分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時54分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第30号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。12番、渡辺です。

議第30号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位40番朗読)

こちらのほう、7月14日の日に佐藤委員、小野推進委員と一緒に回りました。地区審査、事前審査でも問題ありませんでした。以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、石山委員、お願いします。石山委員。

石山委員

はい、議長。16番、石山です。

(議案書順位41番朗読)

この土地につきまして、16日に大泉委員、熊坂推進委員と現地を見てまいりました。現地は県道の天童大江線から傾斜地を下に行って最上川との中間にあるところで、現況は家庭菜園として利用されております。この譲渡人・譲受人、敷地が接しておりまして、そのちょうど西側に接した形での畑であります。申請どおりであれば何ら問題ないと判断したところであります。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、菊地ひとみ委員、お願いします。菊地委員。

菊地(ひ)委員 はい、議長。3番、菊地ひとみです。

(議案書順位42番朗読)

この件に関しまして、14日に会長、眞木委員、新宮委員、菊地推進委員と見てきました。もう田んぼがつくってありまして、このまま田んぼをつくっていくのであれば何の問題もないと思って見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位40番から42番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、採決します。

議第30号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第30号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第31号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 はい、議長。12番、渡辺です。
議第31号「事業計画変更申請書の審議について」。

(議案書順位6番朗読)

次の第5条のほうにも出てきますので、そのときにまたご審議いただけるかなというふうに思います。よろしく申し上げます。地区審査でも問題はございませんでした。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位6番は、宅地分譲用敷地の転用になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農

地と判断します。第3種農地であっても通常分譲は認められておりませんが、用途地域にある農地であり例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第32号、農地法第5条での審議もお願いいたします。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第31号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第31号は原案のとおり承認相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。12番、渡辺です。

議第 3 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」。

(議案書順位 3 4 番朗読)

地区審査、事前審査等も問題ございませんでした。

(議案書順位 3 5 番朗読)

今の住宅を小屋に建てかえて小屋に変更するということになります。事前審査、現場調査に至っても申請事由のとおりであれば問題なしといたしました。

(議案書順位 3 6 番朗読)

隣のうちの雪捨て場になります。申請どおりであれば問題ないということで、事前審査、地区審査でも問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

3 4 番、3 5 番、3 6 番のほうは、7 月 1 4 日、小野推進委員、佐藤委員と一緒に回りました。

(議案書順位 3 7 番朗読)

こちらの 3 7 番と、3 8 番、4 0 番、4 2 番のほうは、事前審査会のときに、農業委員、農地利用最適化推進委員と一緒に回らせていただきました。

3 7 番のほうは事前審査会でも地区審査会でも問題ございませんでした。

(議案書順位 3 8 番朗読)

事前審査会、地区審査会でも問題ございませんでした。

(議案書順位 40 番朗読)

事前審査会、地区審査会でも問題ございませんでした。

こちらのほうは7月14日、今井推進委員、佐藤委員と一緒に回らせていただきました。

(議案書順位 42 番朗読)

こちらのほう、この市役所からおりていったところの坂になっているところの右側にある農地になっておりまして、住宅地の中の農地でありますので何ら問題ないというふうに、事前審査会ではなりました。改良区の意見も可になります。

以上で、寒河江・南部地区は終わりになります。ありがとうございました。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

同じく農地法第5条、11ページです。

(議案書順位 39 番朗読)

この件につきまして、7月15日に、菊地(弘)委員、さらに渡邊推進委員と現地を確認してきたところでありまして、譲渡人の■■■■さんの立ち会いのもと確認をしてきたところで

あります。この件は追認の案件になりまして、昭和62年ごろ宅地を造成して家を建てたわけでありましてけれども、その後手狭になったということで、隣接するサクランボ畑も含めてさらに農地を求めたところでありましてけれども、その際そのまま転用許可を得ずに今日に至ったということでありまして、これまでの経過報告なども出されておりますので、今さらどうしようもないところもありまして、いたし方ないということで、追認の案件になったわけでございます。地区審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位41番朗読)

この件につきましては、■■■■さんが日田におきまして自動車整備工場を経営しておりまして、その敷地が手狭になったということで、隣接する農地、現況地目が田んぼになっておりますけれども、公簿も田んぼになっておりますけれども、実際は畑になっておりまして、耕作放棄地のような状態の農地があります。

■■■■さんは、この農地につきまして、今後とも農地として活用する意思がないということでありまして、計画どおりであれば何ら問題ないということで確認をしてきたところでありまして、この件につきましても7月15日に、鈴木委員、國井推進委員と確認をし、さらに19日の事前審査会でも確認をしてきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） 順位 3 4 番、順位 3 7 番、順位 3 8 番、順位 4 2 番は、宅地分譲用敷地への転用となっています。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、順位 3 7 番、順位 3 8 番は、事前審査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議の意見聴取（諮問）が必要になります。

順位 3 5 番は、住宅建築用敷地への転用になっています。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 3 6 番は、雪捨て場用敷地への転用になっています。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 3 9 番は、敷地の拡張の転用申請になっております。申請地は、おおむね 10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 4 0 番は、住宅建築用敷地への転用になっています。申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 4 1 番は、車両置き場用敷地への転用になっています。申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公

共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第32号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

以上、これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時17分

平成30年7月25日

第7回総会 議長.....

議事録署名委員 5番委員.....

議事録署名委員 14番委員.....